

経営安定資金①

(指定企業関連)

この資金の特徴

- ☑ 取引先の倒産(民事再生、破産の手続開始申立等)により影響を受けている方向けの資金です。
- ☑ 『大臣指定等貸付』と『知事指定等貸付』があります。
(『大臣指定等貸付』の申込みに当たっては、予め市町村長の認定が必要です。)

次のような方が対象です

- 経済産業大臣が指定した大型倒産事業者に対し売掛金債権等を有していることにより、資金繰りに支障が生じている。【大臣指定等貸付(セーフティネット保証1号)】
- 経済産業大臣が指定した事業活動の制限を行っている事業者と直接・間接的に取引を行っていること等により売上等が減少している。【大臣指定等貸付(セーフティネット保証2号)】
- 知事が指定した企業に債権を有している。【知事指定等貸付】

融資条件

		運 転 資 金	
		大臣指定等貸付	知事指定等貸付
限 度 額		8,000万円	8,000万円
併用の場合は、合計8,000万円			
利 率	5年超10年以内	年1.8%以内	年1.9%以内
	3年超 5年以内	年1.6%以内	年1.7%以内
	1年超 3年以内	年1.4%以内	年1.5%以内
令和8年4月1日現在の利率です。(固定金利)			
期 間・償 還 方 法		1年超10年以内 据置1年以内 元金均等月賦償還	
担 保		取扱金融機関及び信用保証協会との協議により定める	
保 証 人		個人:原則として不要 法人:原則として代表者以外の連帯保証人は不要 ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度の要件を満たし、経営者による保証の提供を希望しない場合は不要	
信 用 保 証		付する (保証料 年0.80%以内)	付する (保証料 年0.45%~1.59%以内) 事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は0.25%又は0.45%が 上乗せとなる

資 金 使 途

運転資金のみ

経営の安定に必要な資金(セーフティネット保証1号及び知事指定等貸付の場合、当該取引企業から回収不能となった債権額の範囲内)

ただし、次の資金使途は融資対象になりません。

×借入金の返済、納税に充てる資金、転貸資金 ×不渡手形を買い戻すための資金 等



融資については取扱金融機関及び信用保証協会の審査により決定されますので、申込要件を満たしてもご希望に添えない場合があります。

融資対象者

経営安定資金(指定企業関連)は、次の全てに該当する中小企業者(個人、会社、NPO法人等)及び中小企業組合を対象としています。

1 貸付毎に定めている条件を満たしている。

大臣指定等貸付	知事指定等貸付
経済産業大臣が指定した再生手続開始申立等企業 ^(*1) に債権を有している、又は経済産業大臣が指定した事業活動の制限を行っている企業・地域に関連しており、市町村長からセーフティネット保証の認定 ^(*2) を受けている。	知事が指定した再生手続開始申立等企業 ^(*1) に債権を有している。

*1 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てその他事業活動を停止するおそれのある事由が生じた企業

*2 セーフティネット保証の認定基準については、各市町村の商工担当課にお問い合わせください。

2 信用保証対象業種^(*3)を営んでいる。

*3 一般にいう商工業者のほとんどが対象となります。
ただし、原則として農林漁業、金融業(一部例外あり)、学校法人、宗教法人等は対象となりません。

3 申込みの日以前1年以上引き続き県内に事業所を有し、同一事業を営んでいる。

(県外から移転し、申込日において県内のみ事業所を有している場合については、県外での実績を含めて1年以上引き続き同一事業を営んでいること。)

4 事業税等を滞納していない。

5 事業に必要な許認可等を取得している。 等

申込みにあたっての必要書類

申込みに必要な書類	備考
埼玉県中小企業制度融資申込書(県所定様式1)	・受付機関にて配布、もしくは県HPからもダウンロードできます。
事業税の納税証明書等	・事業税の税額等の証明又は滞納がないことの証明 ・個人事業税の課税対象とならない事業を営んでいる個人は、県民税及び市町村民税の納税証明書等
最新2期分の確定申告書(決算書)の写し	・2期目の確定申告又は決算が終了していない場合は1期分で可
許可書・登録書等の写し	・必要な業種の場合
特約書(ひな形:県所定様式28)	・融資実行に先立ち取扱金融機関に提出
本資金の利用に係る必要書類	・セーフティネット保証の認定書(大臣指定等貸付の場合) ・債権額申告書(県所定様式20)(知事指定等貸付の場合) 注 商工会議所・商工会、埼玉県中小企業団体中央会が認定
【信用保証協会必要書類】	・印鑑証明書、登記事項証明書等 ・事業者選択型経営者保証非提供制度に基づき保証人による保証の提供を希望しない場合は保証協会所定の『事業者選択型経営者保証非提供制度』要件確認書兼誓約書、提供する場合は保証協会所定の『経営者保証に関するガイドライン』等に係るご説明

※ 金融機関や保証協会の審査過程において、上記以外の書類が必要となる場合があります。

受付場所

事業所が所在する地区の商工会議所・商工会
(中小企業組合の場合は埼玉県中小企業団体中央会)

取扱金融機関

銀行・信用金庫・信用組合・商工組合中央金庫の、原則県内に所在する本支店の、
(日本政策金融公庫、ゆうちょ銀行、農業協同会、労働金庫では取り扱いができません。)

お問い合わせはこちらまで

- 埼玉県産業労働部経営・金融支援課 企画・制度融資担当
電話：048-830-3801・3803
さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁本庁舎5階
- 事業所が所在する地区の商工会議所・商工会
- 組合の場合は埼玉県中小企業団体中央会



詳細につきましては、県経営・金融支援課ホームページをご覧ください。[埼玉県制度融資](https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/seidoyushi/)で検索

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/seidoyushi/>